

心身の障害等を有する乳幼児の栄養・食生活の在り方に関する研究

(分担研究:栄養・食生活指導マニュアルの立案<成長・発育曲線を考慮した統一的手順書のあり方に関する研究>)

研究協力者:二見 大介¹⁾

要約:通常、在胎週による新生児の分類は、在胎37週未満で出生した児の場合を早産児として定義している。これらの早産児は、出生体重が極めて低く、その栄養管理についても健常児に対応した「第五次改定日本人の栄養所要量」のような基準となる指標が公的に示されていない。また、一方低出生体重児は、その出生原因のひとつに胎内発育の不全が指摘されているが、これらを含めどのような基準につき栄養・食生活の指導を具体的に展開したらよいかを検討した。

見出し語:低出生体重児、栄養・食生活指導、保健指導評価

[研究の目的および背景]

本調査研究の目的は「栄養・食生活指導マニュアル」の立案が当面する大きな課題であり、その検討にあたっては低出生体重児の栄養素等摂取量をはじめとする栄養・食生活の実態を明らかにするとともにそれらの児にとって最も必要とする栄養教育情報として重要視しなければならない事項は何かを決定することにある。これらの内容は医師、管理栄養士、保健婦らの専門職種の間で指導する側にとって必要な情報であるにもかかわらず、指導教本・マニュアルはほとんど見あたらない。もちろん部分的に小児保健学会等に報告されているものはあるが、栄養・食生活について広範囲にしかも体系的にカバーしたものはない。

従来、ややもすると健常児への対応と同様に指導が展開され実生活において対象となった児(主に母親であるが)が適切にこれを実践していくことに困難をとまなう場合も多くみられていた。

[研究の方法]

本年度は、栄養・食生活マニュアルの立案にあたって必要な情報を得るために①文献の収集・検討、②低出生体重児の予想される栄養・食生活上の問題点、③調査研究対象児(者)及び地域の選定についてを取り上げ検討することとした。

①文献の収集・検討については、最近の5年間に小児保健研究等の誌上で取り上げられた「低出生体重児」に関する文献を収集し、その内容を系統的に整理した。②低出生体重児の予想される栄養・食生活上の問題点については、埼玉県及びその周辺の都県及び保健所さらに市町村等における母子保健活動を通じて実際に問題となっている低出生体重児に関する事柄を電話で確認した。③調査研究の対象児(者)及び地域の選定については、埼玉県坂戸市在住の出生体重が、1,500~2,500gの児とその母親を対象とすることとし、埼玉県坂戸保健所及び坂戸市立市民健康センターの医師、管理栄養士、保健婦等と協議した。

¹⁾ 女子栄養大学

[結果]

1. 文献の収集・内容等について

小児保健研究、日本公衆衛生雑誌、日本栄養・食糧学会誌について、1990年以降1995年までに掲載された論文45編について検討した。

1) 小児保健研究：①未熟児の母親（家庭）の養育・対応状況に関するもの9編、②未熟児に対する実態把握に関するもの18編、③未熟児に対する社会的及び社会生活等の介入状況に関するもの10編

2) 日本公衆衛生雑誌：①母子保健事業の連携に関するもの5編

3) 日本栄養・食糧学会誌：①小児のミネラル摂取量に関するもの3編

以上の論文については、本調査研究の目的に直接沿った内容のものは少ないものの家庭における養育状況や指導マニュアルとしてどこまで介入できるかと言う点では相当程度参考とすることができた。これらを踏まえ、次年度以降の調査計画（調査票設計）を樹立する予定である。

2. 低出生体重児の予想される栄養・食生活上の問題点について

1) 低出生体重児にとって基準とする栄養・食生活の指標がない（例えば、栄養所要量の必要性について）

2) 健常児についての関連指標を活用することの是非について明らかにされていない

3) 特別に配慮または加えなければならない栄養素の必要性が明らかにされていない

4) 栄養素等の摂取量以外の要件についての検討が十分でない（例えば、離乳食の開始月齢のとらえ方及び形態についてや幼児食への移行

について）

5) 低出生体重児に対する食事を通じた愛情表現の方法について具体的に示されていない

以上の問題点が指摘されていた。ほとんどすべての地域において詳細な栄養・食生活に関するマニュアルが存在しないことが、低出生体重児の問題解決にあたって不十分な対応を余儀なくされている状況を生んでいるのではないかということが、明らかになった。

3. 調査研究対象児（者）及び地域の選定について

埼玉県坂戸保健所管内の平成5年の出生児数2,043人中出生時体重1.5kg未満が9人(0.4%)、1.5kg以上2.51kg未満が144人(7.0%)、2.51kg以上が1890人(92.6%)であった。

このうち坂戸市では、出生児数875人中、出生時体重1.5kg未満が2人(0.2%)、1.5kg以上2.51kg未満が68人(7.8%)、2.51kg以上が805人(92.0%)であった。

今年度の調査においては、出生時体重1.5kg以上2.51kg未満児で、平成7年度出生児を対象（以下調査対象児と称す）とし、約80人を予定している。対象児の月齢は、6～18か月とする。

なお、1.5kg未満児は専門医療機関でのケアがなされているものと考え除外する。

また、正常児（出生時体重2.51kg以上児）との比較は、これまでの当該研究室で調査された乳幼児食事調査の結果および文献調査から得られた結果と比較するため、今回の調査では除外することとした。

[今後の調査研究の方向性]

成長・発育曲線を考慮した統一的な栄養・食生活指導のマニュアルのあり方を検討し、その作成を行うにあたり、母子保健活動の領域で把握可能な実態と問題点について、平成8年度において次の調査を実施する。

- ① 低出生体重児をもつ母親の栄養・食生活に関する意識
- ② 被指導方法（使用教材の有無・種類）
- ③ 被指導内容（項目、難度、具体的情報）
- ④ 被指導に対する問題意識
- ⑤ 低出生体重児の食に関する情報の内容と入手経路
- ⑥ 低出生体重児の育児等保健情報の内容と入手経路
- ⑦ 不足している情報内容

また、ある特定の連続した3日間について低出生体重児10例について栄養素等摂取状況の把握を秤量法により実測するとともに、食べ方についての観察を写真もしくはビデオカメラにより記録し、喫食時の問題点等を明らかにする。なお、食事の計量はタニタ製デジタルスケールを用いる予定である。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:通常、在胎週による新生児の分類は、在胎 37 週未満で出生した児の場合を早産児として定義している。これらの早産児は、出生体重が極めて低く、その栄養管理についても健常児に対応した「第五次改定日本人の栄養所要量」のような基準となる指標が公的に示されていない。また、一方低出生体重児は、その出生原因のひとつに胎内発育の不全が指摘されているか、これらを含めどのような基準に基づき栄養・食生活の指導を具体的に展開したらよいかを検討した。